

# 嘉麻市子ども・子育て 支援事業計画

概要版



平成27年2月  
嘉麻市



# 1. 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする、子ども・子育て支援の新たな制度が平成 27 年度より施行されることとなりました。

この子ども・子育て支援法において市町村は、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、また、平成 26 年度で嘉麻市次世代育成支援対策行動計画の計画期間が終了することから、本市では、「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する各取り組みを総合的に進めていくことを目的としています。

## 2 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を計画期間とします。



※計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行います。

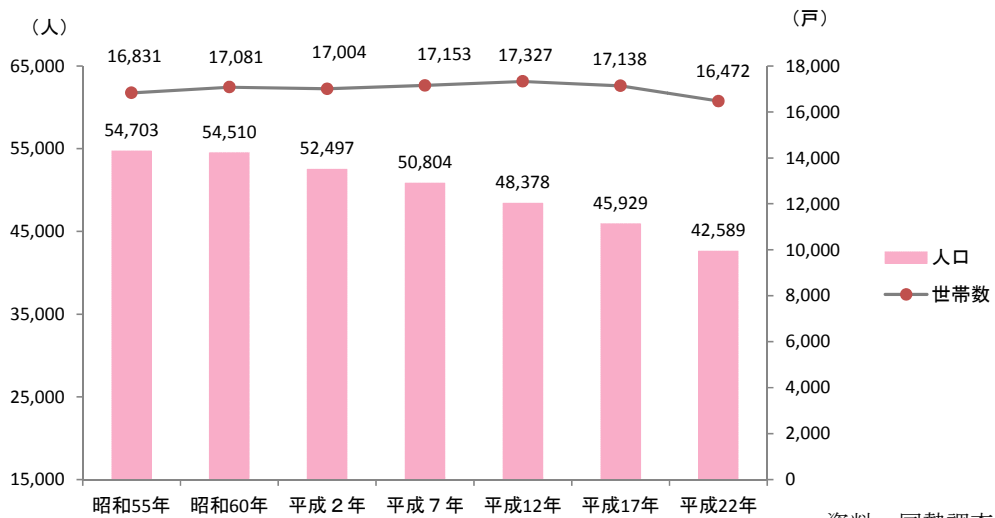




## 2. 子どもを取り巻く環境

### 1 人口・世帯数の推移

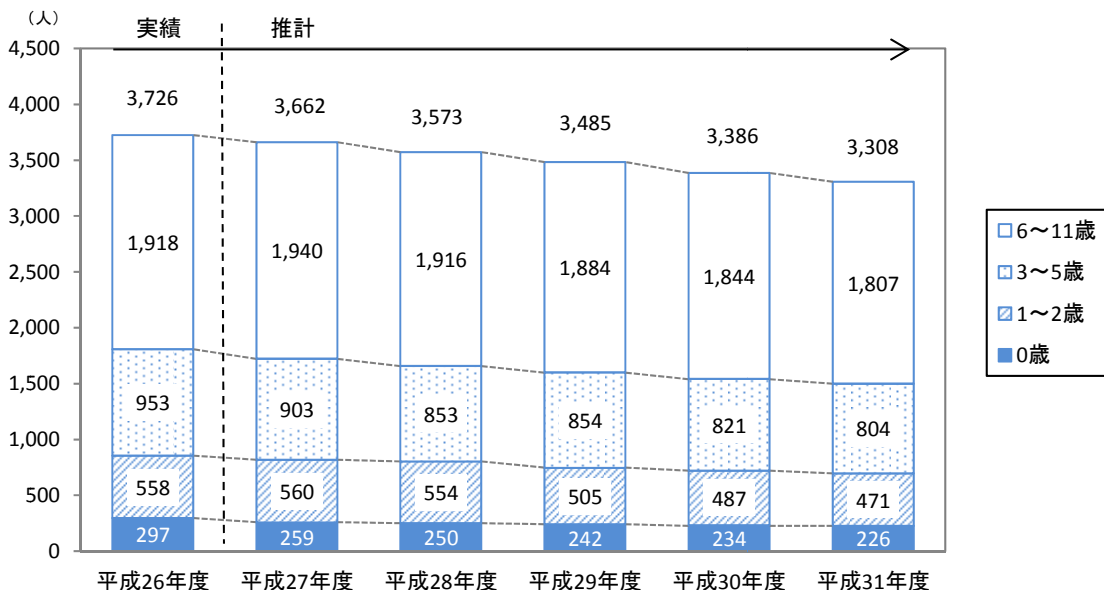
本市の人口は、昭和 55 年以降減少し、平成 22 年の国勢調査で 42,589 人となっています。世帯数は、平成 12 年以降減少に転じ、平成 22 年で 16,472 戸となっています。



資料：国勢調査

### 2 児童数の推計

平成 23 年から平成 26 年までの住民基本台帳人口の実績により人口推計を行うと、本市の総人口は減少傾向となり、0 歳児から 11 歳児までの児童数も下図のように減少します。



資料：住民基本台帳、推計人口（こども育成課）



### 3. 計画の体系

#### 1 基本理念

#### “ 子どもが輝き 安心して子育てできるまち 嘉麻 ”

子どもは家庭の希望であると共に、社会の希望であり、嘉麻市の未来をつくる存在です。そして、子どもたちの明るい未来は、子どもたちの健やかな育ちがあつてのことです。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力し子どもたちを育てることが、家庭、地域、嘉麻市の明るい未来にも繋がります。

また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、こうした「親育ち」への支援により、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、嘉麻市や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。

嘉麻市の子どもたちひとり1人の笑顔が輝き、子どもたちの未来が光あふれ輝くよう、嘉麻市や地域社会を始め社会全体で力を合わせ、子ども・子育て支援に取り組み、安心して子育てできるまちづくりを推進します。

※本市は、「嘉麻市次世代育成支援対策行動計画」により子育て支援の施策を進めてきました。今後も、この行動計画の基本理念を引き継ぎ、嘉麻市子ども・子育て支援事業計画の各事業を取り組んでいきます。

#### 2 基本目標

本市では、先の「子どもが輝き 安心して子育てできるまち 嘉麻」を基本理念に、次の5つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

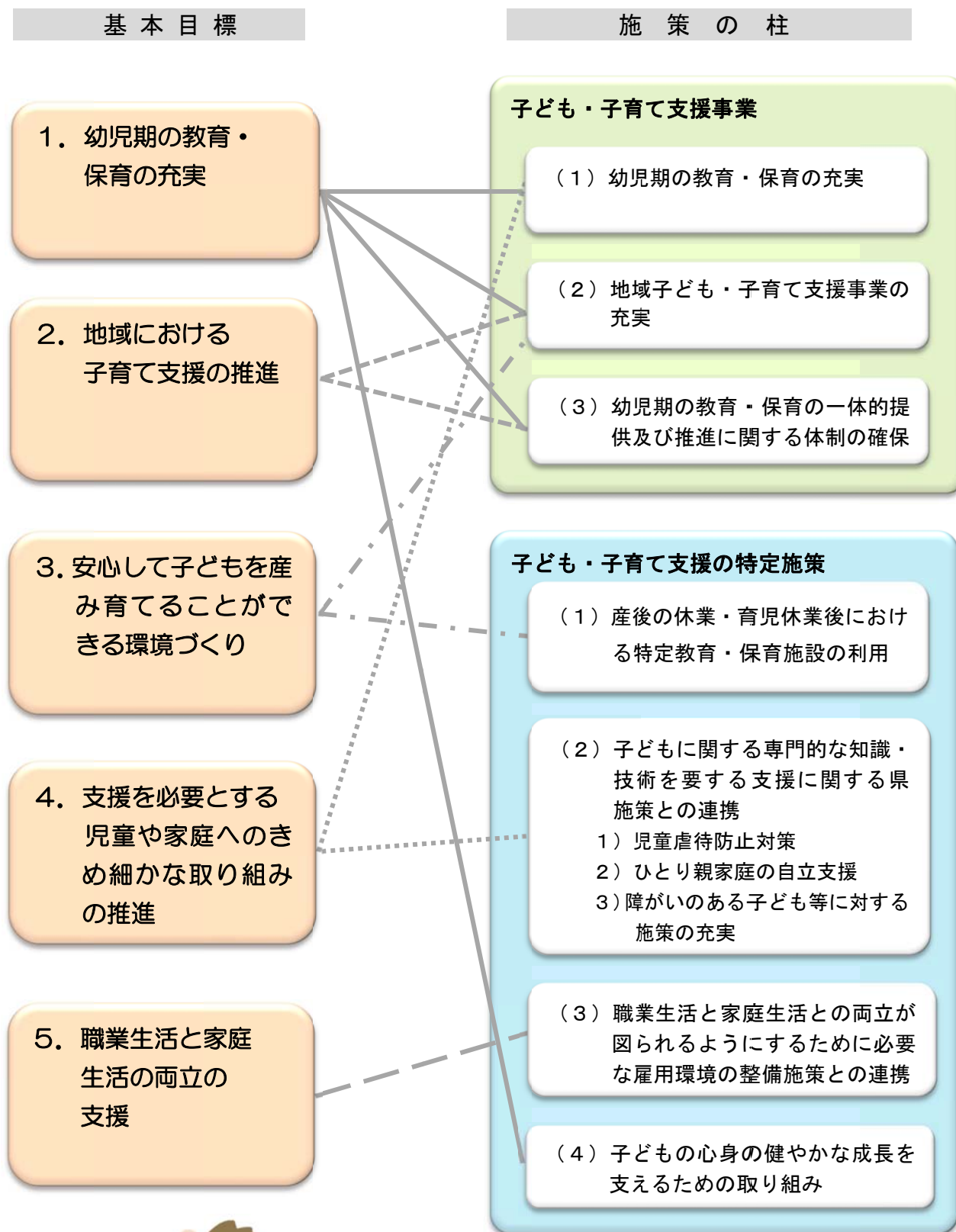


##### 【基本目標】

1. 幼児期の教育・保育の充実
2. 地域における子育て支援の推進
3. 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
4. 支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取り組みの推進
5. 職業生活と家庭生活の両立の支援



### 3 体系表





## 4. 子ども・子育て支援事業

### 1 幼児期の教育・保育の充実

ニーズ調査による推計を踏まえつつ、各事業の実績等を総合的に勘案し、量の見込み、また、それに対する確保方策を下記のとおり設定します。

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	1号 3～5歳 教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要あり	3号 0～2歳 保育の 必要あり	1号 3～5歳 教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要あり	3号 0～2歳 保育の 必要あり	1号 3～5歳 教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要あり	3号 0～2歳 保育の 必要あり	1号 3～5歳 教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要あり	3号 0～2歳 保育の 必要あり	1号 3～5歳 教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要あり	3号 0～2歳 保育の 必要あり
量の見込み(①)	255	645	462	242	622	470	242	636	451	233	623	450	227	623	449
		1,107			1,092			1,087			1,073			1,072	
確保方策 (②)	教育・保育施設※1	1,100		515	1,100		515	1,100		515	1,100		515	1,100	
	地域型保育事業※2	0			0			0			0			0	
	②-①	260	△7	273	8	273	13	282	27	288	28				

※1：幼稚園、保育所（園）、認定こども園

※2：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

近年、本市の幼稚園、保育所（園）の利用児童数は全体として増加していますが、幼稚園教諭や保育士等の不足によって、教育・保育施設へのスムーズな入所が困難となる場合があります。

本市では、提供体制確保の方策として、利用定員の確保とともに、保育士等の確保、県施策との連携による潜在する幼稚園教諭や保育士等の人材活用に対する取り組み等を進めます。



### 2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

事業名	単位	推計					
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
① 利用者支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	
		1	1	1	1	1	
② 地域子育て支援拠点事業	月間、のべ利用回数	450	450	420	420	420	
		450	450	420	420	420	
③ 妊婦健康診査	年間、実利用人数	410	410	410	410	410	
		410	410	410	410	410	
④ 乳児家庭全戸訪問事業	年間、実利用人数	240	240	240	240	240	
		240	240	240	240	240	
⑤ 養育支援訪問事業	年間、実利用人数	40	40	40	40	40	
		40	40	40	40	40	
⑥ 子育て短期支援事業	年間、実利用人数	5	5	5	5	5	
		5	5	5	5	5	
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	年間、のべ利用人数	250	250	250	250	250	
		—	250	250	250	250	
⑧ 一時預かり事業	Ⅰ. 幼稚園の預かり保育	年間、のべ利用人数	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200
		年間、のべ利用人数	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200
	Ⅱ. 一時預かり事業(※3)	年間、のべ利用人数	18,000	17,000	17,000	17,000	17,000
		年間、のべ利用人数	18,000	17,000	17,000	17,000	17,000
	Ⅲ. 一時預かり事業(※4)	年間、のべ利用人数	1,050	1,050	1,100	1,100	1,100
		年間、のべ利用人数	1,050	1,050	1,100	1,100	1,100
⑨ 時間外保育（延長保育・休日保育）事業	1日、実利用人数	10	10	10	10	10	
		10	10	10	10	10	
⑩ 病児・病後児保育事業	年間、のべ利用人数	260	260	260	260	260	
		260	260	260	260	260	
⑪ 放課後児童クラブ（学童保育所）	1日、実利用人数	640	634	629	627	620	
		789	789	789	789	789	

※3：幼稚園における保育が必要な児童の預かり保育

※4：保育所（園）における在園児型以外の事業

上段：量の見込み

下段：確保方策（提供量）



地域子ども・子育て支援事業の取り組み内容は以下のとおりです。

事業名	取り組みの内容
① 利用者支援事業	○市役所または嘉麻市地域子育て支援センターに相談員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談対応、助言等を行います。
② 地域子育て支援拠点事業	○地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する教室等を行う事業です。 ○地域子育て支援センター（3か所）で実施します。
③ 妊婦健康診査	○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査と妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 ○母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。
④ 乳児家庭全戸訪問事業	○生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行う事業です。 ○市の保健師等が訪問して事業を実施します。
⑤ 養育支援訪問事業	○子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者からの相談や指導、助言等必要な支援を行う事業です。 ○保健師等の育児家庭訪問支援員を派遣し、家事援助や育児・栄養の指導等を行います。
⑥ 子育て短期支援事業	○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、児童を預かる事業です。 ○市内に、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等はありませんが、利用が見込まれるため、委託などにより提供体制を確保します。
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	○育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行う事業です。 ○委託等により事務局を設置し、事業を実施します。
⑧ 一時預かり事業	○保護者の就労・けがや病気など一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。 ○幼稚園の預かり保育、一時預かり事業については引き続き実施し、保育所（園）における一時預かり事業については実施箇所数を増やします。
⑨ 時間外（延長保育・休日保育）事業	○時間外保育事業は、平日・土曜日の通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。 ○通常の開所時間を超える延長保育事業は、引き続き公立保育所（1園）で実施します。
⑩ 病児・病後児保育事業	○児童が病気の回復期等で集団保育が困難な時期に、保護者が就労等により家庭において保育できない場合、専用施設で一時的に預かり保育を行う事業です。 ○どんぐり保育所に病後児保育室「にこにこルーム」を設置して実施しています。今後も病児・病後児保育事業としての実施を検討します。
⑪ 放課後児童クラブ（学童保育所）	○保護者が就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。 ○引き続き小学校区ごとに学童保育を実施します。



## 5. 子ども・子育て支援の特定施策

### 1. 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用

- 育児休業満了時（原則1歳到達時）から、教育・保育を円滑に利用できるような提供体制の確保に取り組むとともに、市ホームページ等による情報提供、地域子育て支援拠点や利用者支援事業による情報提供・相談支援体制の充実に引き続き取り組みます。

### 2. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

- 乳幼児虐待の早期発見と予防、訪問事業による相談支援の充実、関係機関との連携により、引き続き児童虐待防止対策に取り組めます。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法や福岡県の自立促進計画等に即して、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策・経済的支援策等、ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進に努めます。
- 乳幼児健診による疾病等の早期発見と受診率の向上、障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実、幼稚園・保育所（園）・学童保育所における受け入れ体制の充実、障がいのある子ども等の自立と社会参加のための必要な力を培うための取り組みにより、障がいのある子ども等に対する施策の充実に努めます。  
※障がいのある子ども等には、発達障がいを含みます。

### 3. 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備施策との連携

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直しのため、情報提供や、仕事と子育ての両立のための基盤整備に取り組めます。

### 4. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取り組み

- 幼稚園や保育所（園）でのおやつ作りや園庭などでの野菜作り体験、園だよりや給食だより、保健だよりでの食や健康に関する啓発といった取り組みによる「食育」の推進を図ります。
- コーディネーショントレーニングによる児童体力等向上事業を引き続き実施し、児童体力等の向上とともに、子どもたちの知性、感性を育む取り組みを進めます。



## 6. 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

必要に応じて市民の意見を聴取し、社会全体、地域ぐるみで子ども、子育て支援の環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

### 2. 計画の点検・評価

本計画に基づく施策の進捗状況等について、点検・評価を行います。

計画に定める量の見込みが大きく変動する場合は、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

